

## 屋根の雪に関する建築計画についてのお願い

米沢市は山形県建築基準法施行規則において「多雪区域」に指定されているほどの降雪量が多い地域です。そのため、屋根に積もった雪が道路へ落下すると通行人に危害が及ぶおそれがあり大変危険です。万が一落雪により通行人に危害が及んだ場合は、建物の所有者又は占有者が賠償責任を負う可能性があります。（民法第 218 条・第 717 条、道路法第 43 条、道路交通法第 76 条）

また、超高齢社会といわれる中、将来の家族構成の変化により、雪下ろしが困難になることも想定されます。このような背景を踏まえ、下記のような雪下ろしの必要がない**克雪住宅**の採用を建築主にご説明いただき、屋根に積もった雪が道路等へ落下しないような建築計画にご配慮くださいますようお願いいたします。

### 克雪住宅

#### 自然に落雪させる落雪式屋根

- ・敷地内に十分な堆雪スペースを確保するため、建物を境界線から十分な距離をとりましょう。
- ・落雪による危険がないように勾配の向きに注意しましょう。
- ・落雪で窓ガラスが割れないように考慮しましょう。

#### 雪を屋根に載せたままの耐雪式屋根

- ・勾配屋根の場合、計算を行ったうえで適切な個数の雪止めアンクル等を設置しましょう。
- ・陸屋根の場合、構造計算等により積雪荷重に耐えられる建物の強度を確保しましょう。
- ・雪庇（せっぴ）の落下に注意しましょう。



#### 屋根の雪を融かす融雪式屋根

- ・電気等の熱エネルギーや水等による方式があるので、メンテナンスやランニングコスト等を比較、検討して適切なものを選択しましょう。
- ・設備機器が故障した場合、しばらく堆雪できるように想定しましょう。



### 参考

- ◆雪国の住まいハンドブック
- ◆平成 19 年度山形県克雪住宅の手引き  
(やまがたゆきみらい推進機構 HP 内)



### お問い合わせ先

米沢市建設部建築住宅課建築指導担当  
TEL 0238-22-5111（内線 4852・4854）